

就労証明書の提出頻度について

【ご意見】（令和7年5月20日受付）

お世話になっております。

市内の保育園を利用している者です。就労証明書の提出頻度について、率直な意見をお伝えさせていただきます。

窓口の方に確認したところ、千曲市では就労証明書を「3ヶ月ごとに一律で提出」するよう決まっており、その理由として「保育園の運営が厳しい」との説明を受けました。

しかし、就労証明書を短期間で繰り返し提出することと保育園の運営の厳しさとの間に直接的な関係があるのかわからず、疑問に思っています。働きながら子育てをしている立場では3ヶ月ごとの提出は負担が重く、時間的にも精神的にも大きなストレスです。

この件に関して「皆さんにお願いしているので」という一律対応の説明だけでは、正直納得できません。相手の状況や負担を考えず、ただルールだからと求める姿勢は、お役所的な対応に感じられ、残念です。

もちろん、保育園を適切ではない形で利用している家庭があること、利用の正当性を確認する必要があることも理解しています。「他に確認の方法がなく、就労証明書で確認している」というご説明もありましたが、それならなおさら、柔軟で現実的な確認方法を検討していただきたいと強く感じます。

【回答】

保護者の就労を理由とした保育園の利用については、新規申込み及び継続利用申込みの際（毎年11月頃）に、保護者の皆様から「就労証明書」の提出をいただき、保育の必要性の確認・認定を行っております。就労証明書については、国の標準様式に基づいており、保育の必要性の認定の際に必要となる項目を事業主様に証明いただいております。

当市では、就労証明書の提出を一律に3か月ごとに求めているということはありませんが、雇用期間に期限のある就労証明書を提出いただいた場合には、期限以降の就労状況（保育の必要性）が確認できないため、保護者の皆様に再度、就労証明書を提出いただいております。また、そのほかにも、就労先や就労時間が変更になった場合も、同様に「就労証明書」の提出をいただいております。

現在、市内保育園では、3歳未満児の保育需要が増えており、希望の保育園に入園できないお子さんも大勢いらっしゃいます。そのため、保育の必要性の認定については、園の適正利用や公平公正の観点から厳格に行う必要がございます。

ご負担をおかけしていることに対しましては大変申し訳ございませんが、何卒ご理解ご協力いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

担当課 保育課